

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局公園緑化部調整課(06-6615-6750) 建設局総務部管理課(06-6615-6687)
処分担当名	当該都市公園・有料施設を所管する公園事務所または公園緑化部調整課、総務部管理課 ・鶴見緑地公園事務所 ・真田山公園事務所 ・大阪城公園事務所 ・八幡屋公園事務所 ・長居公園事務所 ・扇町公園事務所 ・十三公園事務所
処分の名称	都市公園の使用料の還付
概要	大阪市公園条例に基づく使用料については、原則として還付しませんが、その例外について規定していません。
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第16条、大阪市公園条例施行規則第24条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	大阪市公園条例第16条に掲げる要件を満たすことが必要です。 大阪市公園条例 (使用料の還付) 第16条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することがある。 (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により使用の許可に係る使用ができなくなったとき (2) 第10条第2項の規定により使用許可を取り消し、その効力を停止し、又は行為の中止を命じたとき (3) 使用者が使用開始前に使用の許可の取消しを申し出た場合において、市長がその理由を相当と認めてこれを取り消したとき (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき 大阪市公園条例施行規則 (使用料の還付の申請) 第24条 条例第16条ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、市長にその理由を記載した申請書を提出しなければならない。
標準処理期間	40日
経由日数	—
提出先	当該都市公園を所管する公園事務所
提出時期	随時
提出方法	当該都市公園を所管する公園事務所へ提出してください。
手数料	-
相談窓口	当該都市公園を所管する公園事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考	